

議案第45号

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月26日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の住居手当について定めるほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年葛飾区条例第7号）の一部を次のように改正する。

第28条第3号及び第4号並びに第29条第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第32条の2の見出し中「及び住居手当」を削り、同条中「、第12条及び第14条」を「及び第12条」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第28条第3号及び第4号並びに第29条第1項第1号及び第3項第1号の改正規定並びに次項及び付則第3項の規定は、同年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和7年6月1日前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、改正後の第29条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。
- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、特別区人事委員会の承認を得て葛飾区教育委員会規則で定める。

(幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 4 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和４年葛飾区条例第42号）の一部を次のように改正する。

付則第９項中「、第12条及び第14条」を「及び第12条」に改める。